

平成 27 年度 第 1 回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成27年9月1日（火） 13：30～15：30
会 場	芦屋市福祉センター 3階 会議室1
出席者	委員長 神部 智司 委員 宮崎 睦雄, 萩原 殉子, 堺 執, 三谷 百香, 進藤 昌子, 大島 眞由美, 鈴木 一生 欠席委員 森川 太一郎, 上田 晴男, 松矢 欣哲, 寺本 慎児 委員以外 権利擁護支援センター 脇 朋美, 山岸 吉宏 事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海, 浅野 理恵子, 吉川 里香, 宮本 ちさと, 片岡 睦美 芦屋市高齢介護課 宮本 雅代, 嶋田 美香, 下條 純
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 平成 27 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告
- (2) 虐待ケースモニタリング会議の見直しについて
- (3) 市民後見人の推薦システム構築に関するプロジェクトチームの設置について
- (4) その他

2 資料

事前配布資料

- 資料 1-1 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告
- 資料 1-2 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 資料 1-3 平成 27 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 資料 2 虐待ケースモニタリング会議の見直しについて
- 資料 3 市民後見人推薦システム構築に関するプロジェクトチームの設置について

当日配布資料

- 第 1 回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第
- 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 平成 27 年度権利擁護支援者養成研修チラシ
- 平成 27 年度権利擁護支援者養成研修カリキュラム

### 3 審議内容

#### (1) 平成 27 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告について

(権利擁護支援センター 脇)

事前資料 1-1 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告 の説明

(権利擁護支援センター 山岸)

事前資料 1-2 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画 の説明

(権利擁護支援センター 脇・山岸)

事前資料 1-3 平成 27 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画 の説明

(神部委員長)

ただいまのご説明の内容等につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(鈴木委員)

後見センター機能の業務内容「本人からの報告・苦情・相談等」において、報告が何件、苦情が何件など、分類がされているかという点について教えてください。

(権利擁護支援センター 脇)

苦情や報告という分類はしていませんが、相談や報告が多いです。苦情は、権利擁護支援センターに対するものではなく、他機関や制度などへの苦情が聞かれます。

(大島委員)

ケアマネジャーの立場で、権利擁護支援センターもしくは社会福祉協議会の事業を利用するのは、福祉サービス利用援助事業です。権利擁護支援センターで受けておられる、福祉サービス利用援助事業の件数は記載されていますが、社会福祉協議会で受けておられる件数は分かりますか。

(権利擁護支援センター 山岸)

現在 40 件くらいです。

(大島委員)

ケアマネジャーは、成年後見制度か福祉サービス利用援助事業の、どちらを利用するのが適切か迷うケースへの対応に困っていると感じています。どう見極めをしたらいいのかケアマネジャーにとって分かりづらく、アドバイスやご意見を頂きたいと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

福祉サービス利用援助事業の対象者は、一定の判断能力の低下は認められますが、自分がサービスを受けるということを理解して契約ができる方です。成年後見制度も類型としては、後見・保佐・補助という 3 類型ありますので、保佐・補助に関しては、福祉サービス利用援助事業の対象者になり得ます。能力だけではなく、状況に応じて制度を選択し、支援を行っていくこととなります。社会福祉協議会と権利擁護支援センターの職員が、一緒に訪問をし、本人と面談したうえで、個々のニーズによって、利用する事業を決めている場合もあります。

(神部委員長)

資料 1-1 活動状況報告の中の 2 ページ目、分類別相談内容別 相談対応件数の内訳「障がい」で、760 件中、359 件が「その他権利擁護支援」となっています。全体の半数近くが、「その他」の категорияに収まっているという点について、この category の見直しが可能かどうか、ご意見をお聞かせください。

(権利擁護支援センター 脇)

359 件のうち、大半が生活面の悩みなど、生活支援ニーズです。生活支援ニーズであれば、例えば、障がい者相談支援事業所が担当になるのかと思うこともありますが、対象者が重複することもあるので、その部分を権利擁護支援センターが担うか否かについては悩むことがあります。また、他の項目は、権利擁護支援ニーズに特化した category になっており、生活支援ニーズをその分類に入れるべきなのか悩んでいます。その他でまとめず、「生活に関する相談」など、新たな category を作成するほうがよいのではないかと考えています。

(神部委員長)

確かにおっしゃるとおり、権利擁護支援センターとして担当する内容なのかという点については、若干の疑問もございしますが、やはり相談内容が、資料の中でも分かるように可視化したほうがいいのかと思いますので、次回以降に再検討していただけますようお願いいたします。

3 ページ目の権利擁護専門支援事業の中のモニタリングで、どのようなことを行われているのか教えてください。

(権利擁護支援センター 脇)

今までのモニタリングは、虐待対応中の案件で支援に躓いているケースや、事実確認が進まず虐待認定ができていないものに関して、スーパーバイザーに助言をいただき、支援方針を考えていく形式でした。

しかし、事例検討と、モニタリングが重なったような形になってきていましたので、実施方法を検討して、本来のモニタリングで評価をするという形にしていこうと動いています。この件に関しては後程詳細を説明致します。

(萩原委員)

分類別相談対応件数に記載の内容について、「障がい」の件数が 760 件と増加傾向にありますが、どのような種別が増えているのでしょうか。また、地区別の特徴はありますでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

地区別では統計を取っていませんが、障がいの種別は、ほとんど精神障がいの方です。

(神部委員長)

報告書の 3 ページ目の、1) 法人後見業務（法定後見）で、25 年度と 26 年度の、業務内容の合計値を比べてみますと、26 年度が 3,372 件と、25 年度よりも倍近く増加しています。

現在、5名の職員で業務を担っておられるとのことで、負担が大きいかとお察ししますがいかがですか。

(権利擁護支援センター 脇)

26年度は、休日、夜間の対応が非常に多く、電話当番にあたった担当者は大変だったと思います。しかし、今年度になりそのような対応が非常に減っており、落ち着いています。

(神部委員長)

分かりました。では、次の議事にうつります。

## (2) 虐待ケースモニタリング会議の見直しについて

(地域福祉課 吉川)

### 資料2 虐待ケースモニタリング会議の見直しについて の説明

(神部委員)

ご報告ありがとうございました。モニタリング会議には、高齢者部門、障がい者部門とあり、高齢者部門には大島委員もご参加されているということですが、何か補足説明等ありますか。

(大島委員)

会議をどのように進めていくかという点について、みなさんのご意見を聞きたいと思います。私は、モニタリング会議に参加している高齢者生活支援センターの職員も、検討の場にぜひ加えていただきたいと思います。

(神部委員長)

障がい部門では、事務局の山岸さんが参加しておられるということですが、補足等ありますか。

(権利擁護支援センター 山岸)

昨年度は、障がい者虐待のモニタリングを年2回行いました。義務的なものになってきたため、目的別の会議を設定することは、相談員にとっても、非常に有効ではないかと思っております。本年度すでに、障がい部門では新たな仕組みに基づき、「ケースの共有・進捗管理の場」1回と、「ケースの具体的な支援方策を検討する場」を1回実施しております。

従来は、ケースの進捗管理を確認するとなると、相談員が指摘されないかなどということもありましたが、目的別に会議を行うことで、スーパーバイザーから頂く助言が、制度等を前向きに考えていけるようなものとなり、有効であると考えております。

(神部委員長)

現状の課題の中で、支援をしていく過程での課題抽出が行えていない等の状況があるかと思いますが、「システムの改善・資源開発等を検討する場」に関して、具体的にどのようなケースにおいて支援が進まない状況になっているのか、また、どのような社会資源が不足しているという実感をお持ちなのかなど、もう少し踏み込んだご説明は可能でしょうか。

(事務局 吉川)

ケースについては、精神疾患をお持ちの方が養護者であり、虐待を受けている本人が認知症高齢者であるなど、世帯構成員の中にキーパーソンがおらず、また、本人の意思確認も難しいケースでは、支援に困ることが多いと感じております。また資源不足という点では、これまで制度の狭間の方の支援は、地域福祉課のトータルサポート系の保健師と一緒に訪問するなどしていましたが、今年度から始まった生活困窮者自立支援制度が新たな支援の一つになっているのではないかと考えています。しかし、支援につながらない方の背景等を分析することによって、不足している資源を考えていくところが不十分だと思っています。

(神部委員長)

その他の課題として、支援システムの問題、支援者の経験不足があげられていますが、その課題に対するアプローチとして、必要だと感じていることはありますか。

(事務局 吉川)

支援者の経験不足等という点に関しましては、今年度、権利擁護支援センターの計画に挙げていただいております研修で、改善したいと考えています。行政も含め、職員の出入りがありますので、研修により、基本的なコミュニケーション能力や、法律の概要を学んだうえで、対応の実践につなげていきたいと思っております。支援システムに関しましては、分析が不十分ですので、このモニタリングを通して、見直しをしたいと考えております。

(三谷委員)

社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援に関わっております。虐待のケースにおいて、判断能力が十分でなく、世帯の生活が立ち行かないというケースによく出会います。そのようなケースで生活困窮者自立支援という立場に関わった際に、資源不足で、出口のところですごく迷うところもありますし、就労に結び付かないケースも多々あり、そのような背景も影響していると日々感じております。

(神部委員長)

不足している資源については、これまでの会議の中でも、浮き彫りになっているかと思っておりますが、その不足している資源を、どう補っていくのかという点については、どのような取り組みが考えられるでしょうか。

(事務局 細井)

資源不足につきましては、まだ何が不足しているのかを明確にするに至っていないという実感があります。先ほど協センター長からのご説明にもありましたが、例えば生活支援について、権利擁護支援センターと他機関で役割が重複しているような傾向も、システム全体をどう見直すかという点を議論しないといけないと思っております。また資源を担っていくという点については、現在小学校の単位や中学校の単位で、地域住民も参加する会議等を開催しておりますので、そこで住民から担い手が出てくる部分もあるかと思っております。

いずれにせよ、情報の集約については、生活困窮者自立支援と地域発信型ネットワーク

の事務局を担っておられる社会福祉協議会と、行政とで十分議論がいていると考えています。

また今年度、地域福祉計画の策定に取りかかっており、市民の方に集まっていただき、市民会議を実施しています。そこでもやはり、資源が足りないのではないかという議論が出てきておりますので、いずれの形でも、議論を深め、ご報告をさせていただきたいと思っています。

(神部委員長)

ありがとうございます。他、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

(進藤委員)

今のお話で資源が不足していて、どう担っていくかということについてですが、その資源というのが、どの部分を指されているのか教えてください。

(事務局 細井)

一般論ですと、社会資源は、「人・物・金」ということになろうかと思います。人は、我々行政職員、また関係機関、それから住民の方についても、担い手になっていただくことがあるかと思います。職員も資源として成り立っていくために、資質の向上を含め、努力をしないといけないと考えております。担い手としては、職員だけでは難しい部分がありますので、地域でもそういった方々を育てていかなければいけないということや、また現状の法律や、他の関係機関で補えないことがあれば、どのように創出していくかを協議しなければいけないと理解をしております。

(神部委員)

ここでの社会的資源には、専門職の方や、民生委員などの地域の方々、あるいは対象者の身近にいる方などからの側面的なサポートについて考えるという視点もあるならば、この会議に地域住民の方にご参加いただき、側面的な協力の可能性も含めた、議論ができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局 細井)

次期の委員では、市民委員の募集も考えています。一般市民の方に、権利擁護ということを身近に考えていただけるように、今年度内に募集ができたらと思っております。

(神部委員長)

虐待対応の最初の段階では、M a y b eシートという、定型化された様式がありますが、モニタリングにおきまして、様式などのツールはありますでしょうか。

(事務局 吉川)

権利擁護支援センターが作成している、ケース管理票という一覧になるものを使用しています。

(神部委員長)

担当者によってまとめる際の視点が異なることや、必要な情報が含まれていなかったりするリスクを、なくす、減らすためには、モニタリングを行うためのツールがあるとよいと思います。

(事務局 細井)

ツールを整えるのであれば、大島委員から、モニタリングの在り方について検討する場に、高齢者生活支援センターの職員も参加したいとのご意見もありましたので、別途、ご意見を聴取する場を持ちたいと思います。

(神部委員長)

虐待ケースモニタリングの会議体を目的別に設置する点については、大賛成ですが、その場で何をするのかについては、しっかりと吟味していただき、確実なところで方向性が見出せるようにしていかなければならないと思っております。

(堺委員)

私は権利擁護や虐待という問題は、世の中の問題を見ると同時に、相談できやすいとか、何気なしに日頃の生活を話し合える仲間のような、生活のいろんなところから、発見できると思います。特に大事な視点は、様々な団体において、管理者が柔軟な心を持っているかどうか、あるいは、見識を持った人がその中に存在するかどうかということです。形や見栄、あるいは形式などではなしに、心の中を見通すぐらいの見識のある人物が、世の中にどれだけ育っているかというようなことも、システムを解決する大きな流れではないかと、常に考えております。

(神部委員長)

ありがとうございます。仕組みのところだけではなく、そこに携わる人たちの、見識や柔軟な心などを持ち合わせた人材がいることで、相談のしやすさにつながるというのが入り口部分でとても大切だと思いますので、人材育成も重視していくべきだということですね。

(宮崎委員)

始めるよりも継続するほうがよほど難しいので、特に職員の方は、配置が換わるのが非常に多いですから、いかに継続性を持ってできるかっていうのが強さにかかわると思います。

(神部委員長)

それでは、3つ目の議事に入ります。

### (3) 市民後見人の推薦システム構築に関するプロジェクトチームの設置について

(事務局 吉川)

事前資料 3 市民後見人推薦システム構築に関するプロジェクトチームの設置について  
説明

(神部委員長)

認知症のある一人暮らしの高齢者の方がよりいっそう増えてくることが見込まれている中、市民後見人、第三者後見人という仕組みを構築していくことは、介護保険制度改正の中でも取り上げられておりますし、これから積極的に取り組んでいかなければならない事項の一つだと思っております。

先ほどのご報告を受けまして、委員の皆様方から、ご質問ご意見、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

このプロジェクトチームの構成員を公募し、一般市民で成年後見人の経験者が、このプロジェクトに参画するというのはいかがでしょうか。

(進藤委員)

一般の成年後見人の経験者を、この中に入れていただければいいなと思います。

(事務局 細井)

市民を構成員に加えるという点につきましては、先ほど申し上げましたように、まずはこの委員会のメンバーとして、市民委員の公募をさせていただきたいと思っております。よろしければ、市民委員を公募し、メンバーを増やしていくことについて、ご了承いただけたらと思っております。

また、プロジェクトチームで案を作成し、年度内に成果物として、皆様にお諮りできたらいのですが、議論に時間を要し、長期化する可能性もありますので、年度を改めることがあるかもしれません。その際にもし、本委員会に市民委員がおられましたら、そこでもご意見がいただけるのではないかと考えております。現状、お答えできる場所はその範囲ということで、ご了承いただけたらと思っております。また、プロジェクトチームの設置につきましては、本委員会設置要綱第7条2項に基づき、構成員を委員長が委員の中からご指名いただくということになっておりますので、ぜひこの場で、ご指名をお願いしたいと思っております。

(神部委員長)

では、私から委員の指名をします。プロジェクトチームのメンバーとして、森川委員、上田委員、三谷委員、3名をお願いしたいと思います。

(事務局 細井)

また、市民委員については、この委員会に入っていただくということでよろしいでしょうか。

(神部委員長)

ぜひとも入っていただきますように、お願いいたします。公募の方法につきましては、お任せいたしますが、広報誌等を使って公募し、募集人数は、1、2名ですか。

(事務局 細井)

はい。広報等を使用する予定で、現時点では1名と考えております。



(神部委員長)

ぜひ一般市民の方からも、成年後見人ご経験の方などを中心とした、積極的な応募があることを期待しております。

(大島委員)

ケアマネ友の会としても、市民後見人が広まっていくことは、期待をしており、制度の狭間の方や、弁護士に依頼するほどではないといった方は、市民後見人が広がって、選択肢が広がるというのが期待されるころだと思います。ただ一方で、権利擁護支援者養成研修のカリキュラム内容をマスターして、やっていける方は、なかなか確保が厳しいのではないかという気もしますし、資格を取得された後、後見人を担っていただくための、見識などを培っていくための、研修カリキュラムなどの仕組みについても検討していただけたらいいと思います。

(事務局 吉川)

権利擁護支援者養成研修の構成や、一定の質を担保するためのフォロー等については、他市の状況も参考にしながら、考えていきたいと思えます。

(神部委員長)

もうすでに人材バンクに登録されている 54 名の方につきましては、フォローアップ研修でもって市民後見人への道を開いていくということになりますか。

(権利擁護支援センター 脇)

人材バンクでは、現段階では市民後見人を希望するかを聞いていますが、その方たちが継続して希望されるかどうかは、追って調査はしていません。このシステムができたうえで、現時点で市民後見人を希望していただいている方に通知して、人材バンクへの登録を更新できたらと思っております。

#### (4) その他

(権利擁護支援センター 山岸)

現在、社会福祉協議会内部で法人後見が受任するための体制整備を行っておりますので、体制が整いましたら本位委員会にてご報告させていただきます。

(神部委員長)

それでは、すべての議事が終了いたしましたので、第 1 回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。

以上